

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

1. 当社は、より良いコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。
2. 当社は、健全で透明性が高く、事業環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題と位置づけており、以下のよう  
な考えに沿って、各ステークホルダー(株主、従業員、消費者等の利害関係者)に対する責任を果たし、より高い企業価値を実現し、コーポレ  
ートガバナンスの充実に取り組んでまいります。
  - (1) 株主の権利・平等性を確保してまいります。
  - (2) 株主以外のステークホルダーと適切な協働を推進いたします。
  - (3) 会社情報を適切に開示し透明性を確保してまいります。
  - (4) 取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上により、各ステークホルダーに対する責任を果たします。
  - (5) 持続的成長と中長期的企業価値の向上に資するため、株主と継続的に建設的対話を行います。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【原則1 - 2 - 4 株主総会における権利行使】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、招集通知の英訳を実施しておりません。今後、当社株主における海外投資家比率を勘案の上、招集通知の英訳を検討してまいります。  
又、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)についても、株主の利便性や費用対効果を総合的に勘案した上で、今後検討するものとします。

#### 【原則3 - 1 - 2 情報開示の充実】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、英語での情報開示・提供を実施しておりません。今後、当社株主における海外投資家比率を踏まえ、株主の利便性や費用対効果を総合的に勘案した上で、英語での情報開示・提供を勘案してまいります。

#### 【原則4 - 1 - 2 取締役会の役割・責務】

当社は、中期経営計画を策定しておりませんが、経営理念等の長期的ビジョンを掲げるにより株主・機関投資家との共通認識が醸成できるよう努めております。  
又、決算短信等で当該期の目標を開示しており、目標と一定の乖離が生じた場合は、必要な開示を適宜行っております。

#### 【原則4 - 8 - 1 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献できるよう、社外の意見を経営に生かす枠組みとして、代表取締役と監査等委員を構成員とする「監査等委員・代表取締役との意見交換会」を設置することにより、この意見交換会で情報を交換・共有し、連携を図ってまいります。

#### 【原則4 - 8 - 2 独立社外取締役の有効な活用】

代表取締役と監査等委員を構成員とする「監査等委員・代表取締役との意見交換会」を設置することにより、経営陣と情報を交換・共有する体制整備を構築しており、「筆頭独立社外取締役」を設置する必要がないと考えております。

#### 【原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用】

当社において、取締役候補者の指名については、代表取締役が監査等委員である取締役に事前説明を行い、取締役会において慎重に審議したうえで決定していること、又、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、職位に応じて定められる標準年俸を基準として会社業績と各自の貢献度を総合的に勘案したうえで、代表取締役が監査等委員である取締役に事前説明を行い、適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1 - 3 資本政策の基本的な方針】

当社の中核事業である洋傘・洋品・帽子及び毛皮等の事業は、市場では、お客様の多様化したニーズに対応するため高額品から低価格帯に至るまで、商品の付加価値に見合った価格での提供が強く求められており、又、依然として低迷したままの個人消費や、為替変動及び海外生産にかかる人件費等の高騰による仕入コスト上昇など、経営環境は引き続き厳しいものとなっております。

このような事業の特性を踏まえ、当社は、株主資本を充実させて財務基盤の安定・強化を図り、成長投資に積極的に振り向ける一方、株主の皆様に対しては連結配当性向30%程度を目処に安定的かつ継続的な利益還元を図ってまいります。

又、当社は、株主資本の効率性の向上を重要な経営課題と位置づけており、成長投資による利益拡大と適切な株主還元により、その実現に努めてまいります。

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

##### 1. 政策保有に関する方針

当社は、事業関係における協力、良好な取引関係の構築・維持及び強化等の政策的な目的により株式を保有することとしております。

又、政策保有株式についてそのリスクとリターンを踏まえ中長期的な観点から当社グループの経営に資するもので有るか判断し、それを反映した政策保有株式の保有目的・合理性について、取締役会において検証しております。

##### 2. 政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使しております。

又、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で議案に対する賛否を判断いたします。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役や主要株主の利益相反取引及び競業取引は、法律及び当社の規程に従い、取締役会の決議又は所定の決済手続を通じて、取引の妥当性を検証することとしており、又、その取引の状況について取締役会に定期的に報告することとし、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築しております。

#### 【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

フレックスタイム制、短時間勤務の拡充等、働きやすい環境作りに注力し、女性の活躍推進を含む多様性の確保に中長期的に取り組んでまいります。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (i) 経営理念・経営戦略経営計画の開示

当社は、経営理念、経営方針及びめざす企業像をホームページに開示しております。

又、決算短信、事業報告及び有価証券報告書に経営指標、対処すべき課題等を記載しております。

<http://www.moonbat.co.jp/company/>

##### (ii) コーポレートガバナンスの基本方針の策定・開示

コーポレートガバナンスの基本方針を、本報告書「1. 基本的な考え方」にて開示しております。

##### (iii) 経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針、手続きの開示

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬につきましては、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、その職位に応じて定められる標準年俸を基準とし会社業績と各自の功績を総合的に勘案し、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、その求められる役割に鑑み株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

##### (iv) 経営陣幹部の選任、取締役候補の指名方針、手続きの開示

取締役候補は、当社の経営理念・経営方針に基づき、社内及び社外ともに、国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れ、高い倫理観を有している人物であることを求めています。

加えて、業務執行を担当する取締役については、豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、監査等委員である取締役については、出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としております。

当社では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者とするを取締役会において審議し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議により取締役候補者を決定しております。

##### (v) 経営陣幹部の選任、取締役候補の指名を行う際の選任・指名の説明

各取締役候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知にて開示しております。

#### 【原則3-2-1-(ii) 外部会計監査人】

外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、独立性・専門性共に問題はないと認識しております。

#### 【原則3-2-2 外部会計監査人】

##### (i) 監査時間の確保

外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。

##### (ii) 経営陣との面談

外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ経営陣幹部との面談時間を設けております。

##### (iii) 監査部門との連携の確保

会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査等委員や内部監査部門との連携を確保し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っております。

##### (iv) 不正発見、不備等の指摘への対応体制確立

代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としております。

又、監査等委員会は、常勤の監査等委員が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うと共に、必要な是正を求めています。

#### 【原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、「取締役会規則」を定め、法令に準拠し取締役会で付議する内容を定めております。又、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

#### 【原則4-6 経営の監督と執行】

当社は、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役と監査等委員を構成員とする「監査等委員・代表取締役との意見交換会」を設置し、この意見交換会で独立社外取締役をはじめとした業務執行に携わらない取締役からの多様な助言・提案等の情報を交換・共有することにより、相互の連携を図ってまいります。

#### 【原則4-7-(iv) 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役と監査等委員を構成員とする「監査等委員・代表取締役との意見交換会」を設置し、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を直接又は、この意見交換会を通じて伝えることとしております。社外取締役をはじめとした業務執行に携わらない取締役には、取締役会等の場で、株主をはじめとするステークホルダーからの意見も踏まえた貴重な助言をいただいております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するため、その役割・責務を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役2名を監査等委員である取締役として選任しており、取締役会から独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が行われる体制を整えております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立役員である社外取締役の選任に当たっては、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、加えて取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選任しております。

#### 【原則4-11-1 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

##### 1. 全体のバランス、多様性及び規模について

取締役会は、取締役の選任について、会社の各機能と各部門をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名、監査等委員である取締役3名(内独立社外取締役2名)を選任しており、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。

##### 2. 取締役選任の方針・手続について

原則3-1(iv)に記載しております。

#### 【原則4-11-2 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役(独立社外取締役を含む)の他の上場会社を含む重要な兼職の状況を開示しております。

#### 【原則4-11-3 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、取締役会全体が適切に機能しているかを検証するとともに、その結果を踏まえて取締役会の実効性を高めていくために、年1回取締役会の自己評価を実施しております。

平成28年度の評価では、取締役会における議論の活性化に向けて、議案及び事業計画等の更なる理解のために一部改善の必要性を認識しておりますが、全体としては、概ね適切に運営されており、取締役会全体の実効性は、確保されていると評価しております。

#### 【原則4-14-2 取締役のトレーニング】

取締役就任時には、その遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関・セミナー等も活用しております。

社外取締役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について代表取締役等から説明の機会を設けております。

又、取締役が外部の勉強会等への参加を希望し、それが職務に有用と認める場合には、必要に応じて費用等を支援いたします。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、経営企画・リスク管理室が行っております。

IR活動に必要な情報は、事業本部、管理本部他の各関係部署より情報収集し、経営企画・リスク管理室で取りまとめしております。

又、IR活動を行うに当たり、関係部署各担当者はインサイダー及び機密情報の取り扱いに関する研修を受け、社内規則を遵守しております。

なお、当社の主なIR活動は次の通りです。

・定時株主総会:年1回

・決算説明会:年2回

・取材対応:不定期・随時

・当社ホームページの企画・運営

上記、IR活動を通じて把握した株主の意見等は、適宜集約し、取締役会で報告し、経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の周知・共有を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

**【大株主の状況】** 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニード	778,061	14.57
八木通商株式会社	360,000	6.74
ムーンバット持株共栄会	331,957	6.21
株式会社三井住友銀行	242,170	4.53
河野 正行	210,131	3.93
株式会社京都銀行	170,136	3.19
日本生命保険相互会社	160,419	3.00
岡本 緑	120,465	2.26
京都中央信用金庫	119,000	2.23
ムーンバット従業員持株会	105,238	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新**3. 企業属性**

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針****5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
郷田 紀明	公認会計士													
安川 文夫	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
郷田 紀明			<p>当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者であります。</p> <p>当社の顧問税理士法人である税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であり、同社とは取引関係があるものの、取実績は軽微であり、重要性はありません。又、近鉄グループホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同社との間に、人的関係及び資本的関係は有しておらず、特別な取引関係及びその他の利害関係は有していません。</p>	公認会計士及び税理士の立場から、経営者から独立した立場で、その職務遂行の妥当性及び適法性を客観的かつ中立的に監督できると判断したためであります。

安川 文夫		<p>当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者であります。</p> <p>公立大学法人兵庫県立大学の監事及び株式会社関西アーバン銀行の社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間に、人的関係及び資本的関係は有しておらず、特別な取引関係及びその他の利害関係は有しておりません。</p>	<p>公認会計士及び税理士の立場から、経営者から独立した立場で、その職務遂行の妥当性及び適法性を客観的かつ中立的に監督できると判断したためであります。</p>
-------	--	--	---

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、業務執行取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動・評価については監査等委員会の同意を得るものとします。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、監督体制、監査計画、監査実施状況について、定期的に会合を開催しております。内部監査室が社内の業務運営状況を把握し、改善を図る過程において、監査等委員会と意見交換を行うなど、監査等委員と内部監査室とが連携する体制となっております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

2名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独自の独立判断基準の策定は行っておりませんが、独立役員の選任に当たっては、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準準拠しております。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

### 該当項目に関する補足説明

平成21年5月14日付取締役会にて役員退職慰労金制度を廃止いたしました。役員退職慰労金相当額を月額報酬に上乘せして支給しております。取締役(社外取締役を除く)につきましては、上乘せ支給された金額の一定割合を役員持株会に拠出して、退任時まで引き出し不可とする取扱としております。すなわち、業績を向上させて当社株価が上昇すれば受取額が増加し、逆に業績が低迷し当社株価が下落すれば受取額が減少することになり、業績連動的な報酬となります。



## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)に関する報酬  
取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬 100百万円  
(社外取締役(監査等委員である取締役を除く)を除く)  
社外取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬 1百万円

2. 取締役(監査等委員)に関する報酬  
取締役(監査等委員)報酬 9百万円  
(社外取締役(監査等委員)を除く)  
社外取締役(監査等委員)報酬 8百万円

3. 監査役に関する報酬  
監査役報酬 6百万円  
(社外監査役を除く)  
社外監査役 2百万円

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] [原則3-1 情報開示の充実]( )経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針、手続の開示」に記載のとおりです。

## 【社外取締役のサポート体制】

現在、専従スタッフは置いておりません。  
社外取締役から、要請・問合せがあった際には、迅速に、必要な資料を添えての説明を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1 会社の機関の基本説明

#### (i) 取締役会

当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く)6名及び監査等委員である取締役3名で構成され、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役(監査等委員である取締役を除く)が業務執行の状況やリスク状況の報告を行っております。

#### (ii) 監査等委員会

当社の監査等委員会は独立社外取締役2名と常勤の社内取締役1名の計3名の監査等委員会で構成され、取締役会をはじめ幹部社員出席の重要な決定及び決議を伴う会議に出席して意見を述べるほか、監査を通じ、もしくは会計監査人の監査に立会うなどにより、取締役の業務執行の妥当性、効率性及び適法性を検証するなどの経営監督・監視を実施しております。

#### (iii) 経営会議

当社の経営会議は、原則として毎月1回開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く)により構成され(審議事項により常勤の監査等委員である取締役及び執行役員他の参加を求める)、取締役会に提出する議案の審議及び経営に関する重要事項や業務執行の状況について審議・報告しております。

### 2. 内部監査及び監査等委員会の状況

当社は、内部監査室を設置してスタッフ3名(提出日現在)を置き、監査計画に基づき、経営活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査を実施し、又、内部統制の有効性の評価も行っております。監査結果は、代表取締役・会長兼社長執行役員に報告し、会長兼社長執行役員からの指示は、各セクションに伝達しております。

監査等委員会による監査は、監査等委員会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行の状況・コンプライアンス・リスク管理等を含む内部統制システムの構築・運用状況の監査を行っております。

又、常勤の監査等委員は経営会議をはじめ幹部社員出席の重要な決定及び決議の伴う会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行い、その結果について監査等委員会にて独立社外取締役に報告しております。

### 3. リスク管理体制の整備の状況

取締役会直轄でリスク管理委員会を設置し、代表取締役・会長兼社長執行役員がその委員長を務めております。

リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会の組織の中で、リスク管理担当執行役員主導のもと、定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、リスクを早期発見、未然防止できる体制となっております。

### 4. 会計監査の状況

有限責任 あずさ監査法人が監査業務にあたっております。

76期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 池田芳則

指定有限責任社員・業務執行社員 溝静太

・会計監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士5名、その他13名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。

常勤の監査等委員である取締役による日常的な監視・監査のほか2名の独立社外取締役を含む3名で構成される監査等委員会が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務遂行を監査する体制としており、この体制によりコーポレートガバナンスの更なる充実が図られるものと考えております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	電子公告の実施

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信)	
その他	新聞各社に向けて定期的に決算説明会を実施しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成2年より、児童福祉施設等に年2回(子供の日とクリスマス)、洋傘、洋品、帽子等の寄付を継続して実施しております。 又、生地・骨・手元(ハンドル)が簡単に分解でき、分別ごみとしての廃棄や、パーツのリサイクル、修理の期間短縮も図れる、世界初の環境配慮エコフレンドリー設計傘「エコ・デ」を開発いたしまして、平成21年6月から百貨店の店頭にて販売を開始いたしております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の事業遂行について遵守すべき法令や対応すべきリスクは多種多様であり、健全で持続的な発展をするためには、内部統制システムの構築が不可欠であると考えております。

なお、取締役会にて決議いたしました「内部統制システムの構築にかかる基本方針」は以下のとおりであります。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。
  - b. コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。
  - c. 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
  - d. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
  - e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。
  - f. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
  - g. 監査等委員会は独立した立場にたつて、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。
  - b. リスク管理委員会において、当社及びその子会社全体の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。
  - b. 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。
  - c. 取締役会から取締役への重要な業務執行の決定の委任に伴い、経営会議を重要事項の審議決定機関とする。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。
  - b. 定例的に実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議するとともに、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - c. 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
  - d. 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
  - a. 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
  - b. 当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令権が及ばないこととする。
- (8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)は監査等委員会に対して、定期的に以下の事項について報告する。
    - ・内部監査の結果
    - ・内部通報制度を利用した通報の状況
    - ・その他業務執行に関する重要な事項
  - b. 上記以外においても、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査等委員会に報告する。
    - ・当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
    - ・法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
    - ・当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
    - ・内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
    - ・重要会議の開催予定
  - c. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合には必要な資料を添えて説明する。
  - d. 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役は、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
  - b. 代表取締役と監査等委員との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - c. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、相当部署において審議の上、当該請求にか

かる費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## 2. 内部統制システムの整備状況

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
  - a. コンプライアンス担当役員を任命しております。
  - b. 内部監査室において内部監査を実施し、業務運営の状況の把握及び改善に向けて、推進しております。
  - c. 内部通報制度を実施し、引続きその有効な運営を確保してまいります。
  - d. 「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス担当役員の指揮の下、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。
  - e. インサイダー取引の未然防止等のため、当社の役員等について日本証券業協会の構築するJ-IRISSに登録しております。
  - f. 反社会的勢力に対する本対応方針は、社内「コンプライアンスプログラム」においても明確に規定し、情報収集・管理も一元的に行いつつ、外部専門機関とも連携しながら、周知徹底を図っております。
  - g. 取締役会直轄のリスク管理委員会が中心となって、内部統制の運用状況の確認や不備事項の改善指導を実施できる体制となっております。
  - h. 監査等委員会は独立した立場にたっており、監査しております。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について  
社内規程を整備し、各種記録の保存方法・取扱方法を定めております。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
  - a. リスク管理担当役員を任命しております。又、取締役会直轄でリスク管理委員会を設置し、会長兼社長執行役員がリスク管理委員長を務めております。リスク管理委員会は、日常的なモニタリングを行い、内部統制の運用状況を監視しております。
  - b. 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の組織の中で定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、優先順位を位置づけて対応する体制となっております。  
各種方針・規程・マニュアル等は状況変化に応じて適時見直し、内部統制の有効性の維持向上を図っております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
  - a. 執行役員制度を導入しております。
  - b. 執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の定員を10名としております。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
  - a. コンプライアンス担当役員は子会社代表者と定期的に相談し、業務運営の状況把握・改善を図っております。
  - b. 定例的に子会社との会議を実施し、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財政状況その他の重要な情報について報告を受けております。
  - c. 子会社の役職員も通報対象者とした内部通報制度を実施中で、引続きその有効な運営を確保してまいります。
  - d. 子会社の役職員も対象としたコンプライアンス研修を実施済みであります。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として提出日現在1名のスタッフを配置しております。
- (7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項について
  - a. 監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事異動・評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処しております。
  - b. 当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令権が及ばないようしております。
- (8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制について
  - a. 全ての取締役会に監査等委員が出席し、情報を共有しております。
  - b. 毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に、取締役、監査等委員、幹部社員が出席する会議を実施し、意見交換を密にすると共に、各種情報も共有しております。
  - c. 監査等委員へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するための体制を構築しております。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
  - a. 取締役は、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めております。
  - b. 取締役会、各種会議、個別面談を通じて、代表取締役と監査等委員との意見交換は密に行われ、適切な意思の疎通が図られております。
  - c. 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は、債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して断固とした態度で臨みます。本対応方針は、社内コンプライアンスプログラムにおいても明確にしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 反社会的勢力への対応統括部署を総務部に設置し、情報の収集・管理も一元的に把握できる体制となっております。
- (2) 反社会的勢力への対応については、警察署・弁護士・企業防衛対策協議会など外部専門機関との綿密な連携関係を構築しております。
- (3) 専門家を講師に迎えての研修も実施しており、その周知徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

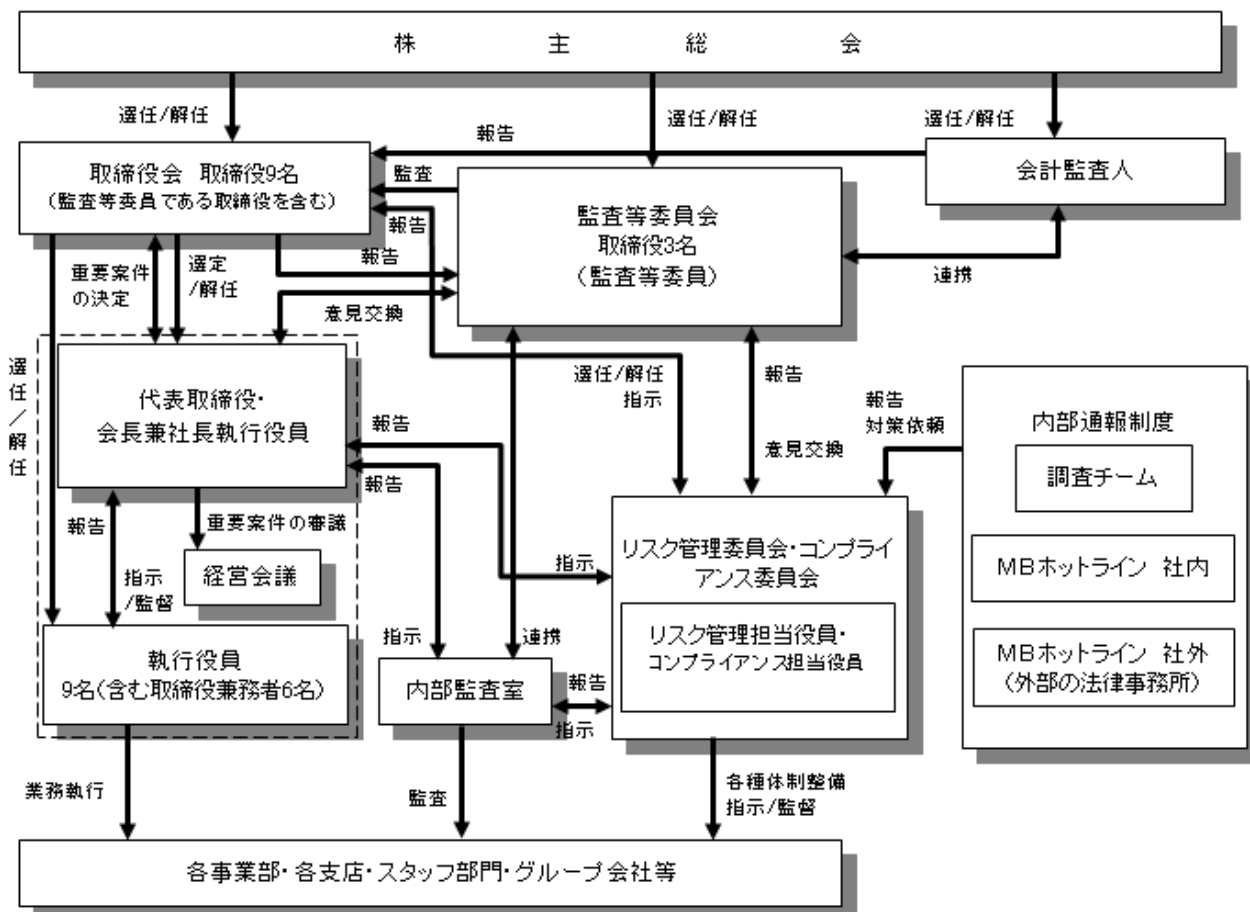
買収防衛策は実施しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

- ・当社並びに子会社に関する情報は、各情報管理責任者(原則として各部部长、支店長及び子会社社長)が担当取締役(代表取締役)に報告します。
- ・その内、重要事項については、担当取締役は代表取締役・会長兼社長執行役員に報告します。
- ・決算に関する情報・決定事実については、規定に基づき、取締役会に付議し、承認を受けた後、管理本部を通じて適時開示を行います。
- ・発生事実については、代表取締役・会長兼社長執行役員より管理本部を通じて速やかに適時開示を行います。また併せて、取締役会・監査等委員会への報告を行います。

《コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の仕組み》



《会社情報の適時開示に係る社内体制》

